

（岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金）
既存断熱改修（重点対策加速化事業活用型）に係る誓約書

私は、岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱に基づき、当該補助金の交付を受けるに当たり、下記の内容について了承し、遵守することを誓約します。

記

誓約事項の内容	
(1)	整備する対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、交付対象外とする。
(2)	法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
(3)	補助対象事業の実施に伴い、国が実施するその他の補助制度を活用していないこと。
(4)	環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（既存住宅の断熱リフォーム支援事業）」の補助対象製品であること。また、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考としていること。
(5)	居間又は主たる居室（就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等）を中心に改修すること。※居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても交付対象とならない。
(6)	導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分（外気に接する部分）全てに設置・施工すること。
(7)	玄関外皮の窓を改修する場合、玄関ドアと一体でない窓・ガラスは改修すること。※ただし、玄関ドアと一体不可分な開口部（袖ガラス・欄間ガラス等）は改修の対象外としてもよい。
(8)	断熱材及び窓・ガラスを改修する場合は、原則、外皮部分（外気に接する部分）のみ交付対象とする。
(9)	対象設備を設置する場所における小売電気事業者との電灯契約については、岡崎市地産地消再エネ事業者登録制度に登録のある小売電気事業者が供給する地産電力メニューと契約すること。
(10)	補助対象事業の実施に際して2者以上からの見積りを取り、比較検討をした上で、交付申請すること。
(11)	対象設備を設置する所在地は店舗や事務所・賃貸住宅などとして使用する収益を得るための事業部分が合わさった建物ではなく、また、個人で継続して事業を営む個人事業主ではないこと。
(12)	その他岡崎市地球温暖化対策設備設置費補助金交付要綱を遵守すること。また、当該交付要綱を遵守しないことにより補助金の交付決定が取り消されても、岡崎市に対し異議を申し立てないこと。
(13)	交付決定の取り消しに伴う補助金の返還や財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく岡崎市の指示に従い返還、納付すること。

令和.....年.....月.....日

申請者の氏名

.....
※必ず記名押印としてください。